

医療連携体制表 比較 (がん) 県計画

	予防・早期発見	治療	療養支援
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>がんのリスク低減</li> <li>喫煙(受動喫煙を含む)・食生活・運動等の生活習慣の改善及びがんに関連するウイルスの感染予防</li> <li>科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の精度管理</li> <li>がん検診の受診率向上</li> <li>胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診の受診率60%を目指す(R11年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査や確定診断等の実施</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>患者の状態やがんの病態に応じた手術療法、放射線療法、薬物療法等の実施</li> <li>がんと診断された時からの緩和ケアの実施</li> <li>治療の合併症予防や症状の軽減</li> <li>治療後のフォローアップ</li> <li>多職種連携によるチーム医療の実施</li> <li>地域におけるがん診療連携体制の構築</li> <li>相談支援センターの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる</li> <li>在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等による在宅がん医療推進体制の構築</li> </ul>
医療機関(例)		<ul style="list-style-type: none"> <li>がん診療連携拠点病院等</li> <li>県がん診療指定病院</li> <li>地域のがん医療機関</li> <li>薬局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養支援診療所</li> <li>訪問看護ステーション</li> <li>薬局 等</li> </ul>
求められる機能等	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査の実施</li> <li>がん検診の精度管理への協力</li> <li>たばこ対策への協力</li> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> <li>がん登録の実施</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的根拠に基づくがん検診の実施</li> <li>がんの現状把握(がん登録情報の利用等)</li> <li>がん検診の精度管理</li> <li>たばこ対策(禁煙支援、受動喫煙の防止等)</li> <li>感染に起因するがん対策の推進</li> <li>「健康かごしま21」の普及啓発</li> <li>がん検診実施機関の資質向上</li> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> </ul>	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断・治療に必要な検査の実施</li> <li>画像診断や病理診断等の実施</li> <li>手術療法、放射線療法、薬物療法や集学的治療等の実施</li> <li>セカンドオピニオンの提供</li> <li>相談支援体制の確保及び情報の収集・発信</li> <li>患者・家族等の交流の支援等</li> <li>緩和ケア提供体制等の整備</li> <li>がん治療中の口腔管理の実施</li> <li>医療従事者の研修の実施</li> <li>がん医療等の情報提供</li> <li>がん研究の推進</li> <li>相談員の更なる資質向上</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> <li>外来化学療法による副作用のフォローアップ</li> <li>医療用麻薬の調剤</li> <li>入院時の切れ目のない薬物療法の連携</li> </ul>	<p>【在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者の治療時期や状態等に応じた緩和ケアの提供</li> <li>人生の最終段階におけるケアの実施</li> <li>在宅緩和ケアの従事者への専門的研修の実施</li> <li>療養生活全般に関する相談への対応</li> <li>療養生活全般に関する相談への対応</li> <li>社会復帰・就労支援</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> <li>外来化学療法による副作用のフォローアップ</li> <li>医療用麻薬の調剤</li> <li>入院時の切れ目のない薬物療法の連携</li> </ul>
連携等		<p>がん診療連携拠点病院等を中心として、ホスピス・緩和ケア病棟、在宅がん医療、施設がん医療、その他の歯科医師・薬剤師、就職支援ナビゲーターの地域連携による総合的ケアの提供</p> <p>地域連携クリティカルパスの活用</p>	
	要精検者の確実な医療機関受診		

奄美圏域(案)

	予防・早期発見	治療	療養支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>がんのリスク軽減</li> <li>喫煙(受動喫煙を含む)・食生活・運動等の生活習慣の改善及びがんに関連するウイルスの感染予防</li> <li>科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の精度管理</li> <li>がん検診の受診率向上</li> <li>胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診の受診率60%を目指す(R11年度)</li> <li>早期のがんの発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査や確定診断等の実施</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>患者の状態やがんの病態に応じた手術療法、放射線療法、薬物療法の実施</li> <li>がんと診断された時からの緩和ケアの実施</li> <li>身体症状の緩和、精神心理的な問題への対応</li> <li>治療の合併症予防や症状の軽減</li> <li>治療後のフォローアップ</li> <li>多職種連携によるチーム医療の実施</li> <li>地域におけるがん診療連携体制の構築</li> <li>相談支援体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる</li> <li>在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等による在宅がん医療推進体制の構築</li> <li>患者の意向を踏まえた、在宅等による生活場での療養支援</li> <li>緩和ケアの実施</li> <li>希望する患者に対する看取りの実施</li> </ul>
	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査の実施</li> <li>がん検診の精度管理への協力</li> <li>たばこ対策への協力</li> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> <li>がん登録の実施</li> <li>がんが疑われた時の専門的診療施設の紹介や早期のがんの発見</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的根拠に基づくがん検診の実施</li> <li>がんの現状把握(がん登録情報の利用等)</li> <li>がん検診の精度管理</li> <li>たばこ対策(禁煙支援、受動喫煙の防止等)</li> <li>感染に起因するがん対策の推進</li> <li>「健康かごしま21」の普及啓発</li> <li>がん検診実施機関の資質向上</li> <li>早期発見・早期治療の普及啓発</li> </ul>	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断・治療に必要な検査の実施</li> <li>画像診断や病理診断の実施</li> <li>手術療法、放射線療法、薬物療法や集学的治療等の実施</li> <li>セカンドオピニオンの提供</li> <li>相談支援体制の確保及び情報の収集・発信</li> <li>患者・家族等の交流の支援等</li> <li>緩和ケア提供体制等の整備</li> <li>がん治療中の口腔管理の実施</li> <li>医療従事者の研修の実施</li> <li>がん医療等の情報提供</li> <li>がん研究の推進</li> <li>相談員の更なる資質向上</li> <li>専門治療後の、再発予防のための術後療法や再発の早期発見などフォローアップの実施</li> <li>再発や転移が疑われた場合及び、症状悪化時専門的診療を担う医療機関との連携</li> <li>専門的診療施設や在宅療養支援施設等と、診療情報や治療計画を共有するなどの連携</li> <li>地域のケアマネジャー、訪問看護などの介護保険サービス、薬局、歯科などとの連携による情報共有の実施</li> </ul> <p>【肺がん】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施(他院へ放射線療法依頼を含む)</li> </ul> <p>【大腸がん】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手術療法及び化学療法の実施</li> </ul> <p>【乳がん】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手術、放射線療法及び薬物療法(化学療法・ホルモン療法)を効果的に組み合わせた集学的治療の実施(他院へ放射線療法依頼を含む)</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> <li>外来化学療法による副作用のフォローアップ</li> <li>医療用麻薬の調剤</li> <li>入院時の切れ目のない薬物療法の連携</li> </ul>	<p>【在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者の治療時期や状態等に応じた緩和ケアの提供</li> <li>人生の最終段階におけるケアの実施</li> <li>在宅緩和ケアの従事者への専門的研修の実施</li> <li>療養生活全般に関する相談への対応</li> <li>社会復帰・就労支援</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>患者が希望する場合の、往診・訪問診療の実施</li> <li>全般的な療養生活に関する相談、もしくは対応可能な施設と連携しての対応。その他各診療科との連携</li> <li>地域のケアマネジャー、訪問看護などの介護福祉サービス、薬局、歯科などとの連携による情報共有、口腔ケアの実施</li> <li>医療用麻薬の提供</li> <li>看取りを含めた終末期ケアを24時間体制で提供</li> </ul> <p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康サポート及び薬学的管理指導</li> <li>外来化学療法による副作用のフォローアップ</li> <li>医療用麻薬の調剤</li> <li>入院時の切れ目のない薬物療法の連携</li> </ul>
		<p>がん診療連携拠点病院等を中心として、ホスピス・緩和ケア病棟、在宅がん医療、施設がん医療、その他の歯科医師・薬剤師、就職支援ナビゲーターの地域連携による総合的ケアの提供</p> <p>地域連携クリティカルパスの活用</p>	
	要精検者の確実な医療機関受診		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設間における診療情報、治療計画の共有(退院後の緩和ケアを含む・研修実施)</li> <li>施設間連携カンファレンスの実施</li> </ul>
	要精検者の確実な医療機関受診		

(脳卒中)  
県計画

	【発症予防・救護】	【急性期】	【回復期】	【維持期】
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳卒中の発症予防（生活習慣病の発症・重症化予防）</li> <li>疾病に関する知識の普及</li> <li>搬送体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的治療体制の確立</li> <li>急性期リハビリテーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期リハビリテーションの実施</li> <li>再発予防治療</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持期リハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰及び就労支援並びに日常生活の継続を支援</li> </ul>
医療機関等の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターを有する病院</li> <li>脳卒中の専門病床（SCU）を有する病院</li> <li>急性期の血管内治療が実施可能な病院</li> <li>急性期リハビリテーションが実施可能な病院</li> <li>脳卒中に対応する急性期の専門的治療を担う病院又は有床診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション専門とする病院又は有床診療所</li> <li>回復期リハビリテーション病棟を有する病院</li> <li>薬局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所</li> <li>薬局</li> </ul>	
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等の実施</li> <li>健康教育の実施</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>疾病管理、救急における対応の教育</li> <li>速やかな救急搬送要請</li> <li>搬送体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CT・MRI等、検査の24時間実施</li> <li>専門的治療の24時間実施</li> <li>t-PA静注療法の適応がある患者に対し、来院後による脳血栓溶解療法の実施</li> <li>外科的治療の実施</li> <li>専門チームによる全身管理、合併症予防の診療の実施</li> <li>廃用症候群や合併症予防等のための急性期リハビリテーション実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防の治療</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応</li> <li>機能障害の改善及びADLの向上に向けたリハビリテーションの実施</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療及び患者家族等への教育</li> <li>基礎疾患・危険因子の継続的管理</li> <li>抑うつ状態への対応</li> <li>生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰のための居宅介護サービスの調整</li> <li>在宅復帰困難者の医療機関、介護・福祉施設等との連携、調整</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンスタイムの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリティカルパス等の活用による診療情報や治療計画の共有</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>治療開始までの時間短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発が疑われる場合の急性期の医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの調整</li> </ul>

奄美圏域（案）

	【発症予防・救護】	【応急医療】	【急性期】	【回復期】	【維持期】
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳卒中の発症予防（生活習慣病の発症・重症化予防）</li> <li>疾病に関する知識の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な医療機関への速やかな搬送</li> <li>搬送体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的治療体制の確立</li> <li>急性期リハビリテーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期リハビリテーションの実施</li> <li>再発予防治療</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持期リハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰及び就労支援並びに日常生活の継続を支援</li> </ul>
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等の実施</li> <li>健康教育の実施</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>疾病管理、救急における対応の教育</li> <li>速やかな救急搬送要請</li> <li>搬送体制の整備</li> <li>初期症状出現時の対応についての本人等への保健指導</li> <li>医療中断の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全身状態の把握、初期診断（t-PA治療の適応患者の推定及びクモ膜下出血の診断等）、応急治療の実施</li> <li>急性期施設（救急病院・脳神経・脳外科を有する施設）や搬送機関との連携の下、更なる搬送についての判断や支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CT・MRI等、検査の24時間実施</li> <li>専門的治療の24時間実施</li> <li>t-PA静注療法の適応がある患者に対し、来院後による脳血栓溶解療法の実施</li> <li>外科的治療の実施</li> <li>専門チームによる全身管理、合併症予防の診療の実施</li> <li>廃用症候群や合併症予防等のための急性期リハビリテーション実施</li> <li>脳外科及び神経内科における相談体制の構築</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>転院、退院調整機能を持ったスタッフの配置</li> <li>地域のケアマネジャーとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防の治療</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応</li> <li>機能障害の改善及びADLの向上に向けたリハビリテーションの実施</li> <li>薬学的管理指導</li> <li>在宅復帰困難者の医療機関、介護・福祉施設等との連携、調整</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療及び患者家族等への教育</li> <li>基礎疾患・危険因子の継続的管理</li> <li>抑うつ状態への対応</li> <li>生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰のための居宅介護サービスの調整</li> <li>在宅復帰困難者の医療機関、介護・福祉施設等との連携、調整</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンスタイムの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関情報の共有、地域連携クリティカルパス、合同カンファレンス等による連携</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>発病から治療開始までの時間短縮</li> <li>在宅等での生活に必要な介護サービス等の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発が疑われる場合の急性期の医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの調整</li> </ul>	

(心筋梗塞)  
県計画

	【発症予防・救護】	【急性期】	【回復期】	【再発予防】
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性心筋梗塞の発症予防（生活習慣病の発症・重症化予防）</li> <li>疾病に関する知識の普及</li> <li>搬送体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的治療体制の確立</li> <li>急性期リハビリテーションの実施</li> <li>定期的専門的検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>心臓リハビリテーションの実施</li> <li>在宅等生活及び就労の場への復帰支援</li> <li>再発予防に必要な知識の教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>在宅療養の継続を支援</li> </ul>
医療機関等の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターを有する病院</li> <li>心臓内科系集中治療室（CCU）等を有する病院</li> <li>心筋梗塞等の心疾患に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内科、循環器科又は心臓血管外科を有する病院又は診療所</li> <li>薬局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内科、循環器科又は心臓血管外科を有する病院又は診療所</li> <li>薬局</li> <li>訪問看護ステーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院</li> <li>診療所</li> <li>薬局</li> <li>訪問看護ステーション</li> </ul>
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等の実施</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>疾病管理、救急における対応の教育</li> <li>速やかな救急搬送要請</li> <li>AEDを含めた救急蘇生法等の適切な処置を実施</li> <li>搬送体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心臓カテーテル検査の24時間実施</li> <li>専門的診療の24時間対応</li> <li>冠動脈造影検査の実施</li> <li>経皮的冠動脈形成術の実施</li> <li>呼吸管理等の全身管理や合併症の治療</li> <li>電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全の対応</li> <li>包括的あるいは多要素リハビリテーションの実施</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> <li>電気的除細動等急性増悪期時の対応</li> <li>運動療法、食事療法等の心血管疾患リハビリテーションの実施</li> <li>再発時における対応法の患者・家族への教育</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> <li>電気的除細動等急性増悪期時の対応</li> <li>生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰のための居宅介護サービスの調整</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンスタイムの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリティカルパス等の活用による診療情報や治療計画の共有</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療までの時間短縮</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの調整</li> </ul>

奄美圏域（案）

	【発症予防・救護】	【応急医療（かかりつけ医や一次救急医療機関）】	【急性期（循環器救急病院・専門的急性期治療施設）】	【回復期】	【再発予防】
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性心筋梗塞の発症予防（生活習慣病の発症・重症化予防）</li> <li>疾病に関する知識の普及</li> <li>適切な機関への速やかな搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期診断、応急治療</li> <li>さらなる搬送の判断や支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超早期からの専門的治療</li> <li>急性期リハビリテーションの実施</li> <li>定期的専門的検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>心臓リハビリテーションの実施</li> <li>在宅等生活及び就労の場への復帰支援</li> <li>再発予防に必要な知識の教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>在宅療養の継続を支援</li> </ul>
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等の実施</li> <li>基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>疾病管理、救急における対応の教育</li> <li>速やかな救急搬送要請</li> <li>AEDを含めた救急蘇生法等の適切な処置を実施</li> <li>本人、家族等による早期発見・早期搬送</li> <li>救急隊の早期到着、情報収集、応急・急性期医療施設との連絡調整</li> <li>適切な医療施設への速やかな搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全身状態の把握、初期診断ならびに応急治療の実施</li> <li>急性期医療施設（循環器救急病院）や搬送機関との連携の下、搬送に関する判断や支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心臓カテーテル検査の24時間実施</li> <li>専門的診療の24時間対応</li> <li>冠動脈造影検査の実施</li> <li>経皮的冠動脈形成術の実施</li> <li>呼吸管理等の全身管理や合併症の治療</li> <li>電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全の対応</li> <li>包括的あるいは多要素リハビリテーションの実施</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> <li>速やかな確定診断の実施</li> <li>緊急PCR（注1）の実施</li> <li>冠動脈バイパス手術の適応を推定し、手術可能な医療機関と連携の実施</li> <li>再発予防及び基礎疾患の管理対応</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>転院・退院調整機能を持ったスタッフによる転院・退院時の患者及び家族の精神的なサポートの実施</li> <li>紹介医または転院先に適切な診療情報提供の実施及び治療計画の共有</li> <li>地域のケアマネジャーや保健機関との連携</li> <li>退院時カンファレンスまたは共同指導体制の実施</li> <li>（注1）冠動脈血栓溶解術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> <li>電気的除細動等急性増悪期時の対応</li> <li>再発時における対応法の患者・家族への教育の実施</li> <li>薬学的管理指導</li> <li>診療ガイドラインに準じた診療の実施</li> <li>口腔ケア及び摂食機能訓練が可能な歯科医との連携の実施</li> <li>入退院・転院調整機能を持ったスタッフによる転院・退院時の患者及び家族の精神的なサポートの実施</li> <li>紹介医または転院先に適切な診療情報提供の実施及び治療計画の共有</li> <li>地域のケアマネジャーや保健機関との連携の実施</li> <li>退院時カンファレンスまたは共同指導体制の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発予防治療、基礎疾患・危険因子の管理</li> <li>抑うつ状態等の対応</li> <li>電気的除細動等急性増悪期時の対応</li> <li>生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの実施</li> <li>在宅復帰のための居宅介護サービスの調整</li> <li>薬学的管理指導</li> </ul>
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンスタイムの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関情報の共有、地域連携クリティカルパス、合同カンファレンス等による連携</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療までの時間短縮</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの調整</li> </ul>

(糖尿病)  
県計画

	【発症予防】	【初期・安定期治療】	【専門治療・急性増悪時治療】	【慢性合併症治療】
目標等	○糖尿病の発症予防	○糖尿病の診断及び生活習慣指導等の実施 ○良質な血糖コントロール評価を目指した治療	○教育入院等の集中的な治療による血糖コントロール指標の改善 ○糖尿病昏睡等急性合併症の治療実施	○糖尿病の慢性合併症に対する専門的治療の実施
医療機関等の例	○病院 ○診療所 ○歯科診療所 ○保健センター ○健診実施機関 ○薬局	○病院 ○診療所 ○歯科診療所 ○薬局	○教育入院等を実施する医療機関 ○病院 ○診療所（主に糖尿病内科を有する診療所）	○病院 ○診療所 ○歯科診療所 ○薬局
求められる機能	○健診等の実施 ○健康教育の実施 ○基礎疾患・危険因子の管理 ○各関係機関との連携	○糖尿病の診断及び専門的指導 ○75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査の実施 ○食事療法、運動療法及び薬剤療法による血糖のコントロール ○低血糖時及びシックデイの対応 ○歯科口腔保健指導の実施 ○紹介基準等を踏まえた適切な専門医療機関の紹介 ○健診受診後の受診勧奨対象者に対する適切な対応 ○薬学的管理指導 ○専門治療・急性増悪時治療、慢性合併症治療を行う医療機関等との連携 ○在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携 ○保険者や関係団体等と連携した取組	○75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査の実施 ○食事療法、運動療法を実施するための設備 ○各専門職種チームによる、食事療法、運動療法、薬剤療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む）の実施 ○外来療養指導を行える体制 ○1型糖尿病に対する治療が可能 ○糖尿病患者の妊娠への対応 ○薬学的管理指導 ○初期・安定期治療、慢性合併症治療を行う医療機関等との連携 ○在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携 ○保険者や関係団体等と連携した取組	○糖尿病の慢性合併症（網膜症、腎症、神経障害等）に対する専門的検査治療の実施 ○健康サポート及び薬学的管理指導 ○初期・安定期治療、専門治療・急性増悪時治療を行う医療機関等との連携
連携等	○クリティカルパス等の活用による診療情報や治療計画の共有			

奄美圏域（案）

	【発症予防】	【初期・安定期治療（合併症を予防するための初期・安定期治療を行う機関）】	【専門治療（血糖コントロール不良例の治療を行う機関）・急性増悪時治療】	【慢性合併症治療（糖尿病の慢性合併症の治療を行う機関）】
目標等	・糖尿病の発症予防 ・糖尿病に関する知識と予防意識の啓発	・糖尿病の診断及び生活習慣指導等の実施 ・良質な血糖コントロール評価を目指した治療	・教育入院等の集中的な治療による血糖コントロール指標の改善 ・糖尿病昏睡等急性合併症の治療実施	・糖尿病の慢性合併症に対する専門的治療の実施
求められる機能	【行政・各医療機関等】 ・健診等の実施 ・保健指導・健康教育の実施 ・基礎疾患・危険因子の管理 ・各関係機関との連携	・糖尿病の診断及び専門的指導 ・75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査の実施 ・食事療法、運動療法及び薬剤療法による血糖のコントロール ・低血糖時及びシックデイの対応 ・歯科口腔保健指導の実施 ・紹介基準等を踏まえた適切な専門医療機関の紹介 ・健診受診後の受診勧奨対象者に対する適切な対応 ・薬学的管理指導 ・専門治療・急性増悪時治療、慢性合併症治療を行う医療機関等との連携 ・在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携 ・保険者や関係団体等と連携した取組 ・歯科との連携	・75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査の実施 ・食事療法、運動療法を実施するための設備 ・各専門職種チームによる、食事療法、運動療法、薬剤療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む）の実施 ・外来療養指導を行える体制 ・1型糖尿病に対する治療が可能 ・糖尿病患者の妊娠への対応 ・薬学的管理指導 ・初期・安定期治療、慢性合併症治療を行う医療機関等との連携 ・在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携 ・保険者や関係団体等と連携した取組 ・歯科との連携	・糖尿病の慢性合併症（網膜症、腎症、神経障害等）に対する専門的検査治療の実施（※単一医療機関で、すべての合併症治療が可能である必要はない） ・健康サポート及び薬学的管理指導 ・初期・安定期治療、専門治療及び急性増悪時治療を行う医療機関との連携
連携等	・医療施設間における診療情報・治療計画の共有（紹介・治療・転院時連携）			

なし

奄美圏域（案）

機能	地域精神科医療提供機能	地域連携拠点機能
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者本位の精神科医療を提供すること</li> <li>・ICF<sup>*)</sup>の基本的考え方を踏まえながら他職種協働による支援を提供すること</li> <li>・地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者本位の精神科医療を提供すること</li> <li>・ICFの基本的考え方を踏まえながら他職種協働による支援を提供すること</li> <li>・地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと</li> <li>・医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>・情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと</li> <li>・地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと</li> </ul>
医療機関に求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の状況に応じて適切な精神医療（外来医療、訪問診療を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること</li> <li>・医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の状況に応じて適切な精神医療（外来医療、訪問診療を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること</li> <li>・医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること</li> <li>・地域連携会議の運営支援を行うこと</li> <li>・積極的な情報発信を行うこと</li> <li>・多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>・地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受け入れ対応を行うこと</li> </ul>

(救急医療)  
県計画

	救 護	救命医療	入院救急医療	初期救急医療	救命後の医療
目標等	・周囲の者による救急要請 ・救急蘇生法の実施 ・MC体制による救急救命士の適切な活動 ・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発	・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な情報や救急医療の提供	・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	・在宅療養希望者への退院支援 ・合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供
医療機関(例)		・救命救急センターを有する病院	・病院群輪番制病院 ・共同利用型病院 ・救急告示医療機関等	・休日夜間急患センター ・休日や夜間に対応できる医療機関・薬局 ・在宅当番医	・療養病床又は精神病床を有する病院 ・回復期リハビリテーション病棟を有する病院
求められる機能等	【住民等】 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・かかりつけ医の活用 【消防本部】 ・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定 ・精神科救急医療体制の連携 ・救急蘇生法等に関する講習会等の実施	・重篤な救急患者の常時受入 ・高度な治療に必要な施設及び設備の充実 ・知識・経験を有する医師(救急科専門医等)・看護師の常駐 ・急性期のリハビリテーションの実施 ・MC体制の充実 ・地域の救命救急医療の充実強化への協力 ・多業種の業務分担	・知識・経験を有する医師・看護師の常駐 ・ <u>その他医療関係職種</u> の補助 ・必要な施設・設備の充実 ・早期のリハビリテーションの実施 ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・医療従事者に対する必要な研修の実施 ・ <u>多業種の業務分担</u>	・救急患者に対する外来診療 ・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・対応可能時間等の周知	・気管切開等のある患者の受入体制 ・遅延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制 ・精神疾患と身体疾患を合併する患者の受入体制 ・居宅介護サービスの調整
連携等	・レスポンス・タイムの確認	・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受入れ、治療開始までの時間短縮 ・退院困難者の受入医療機関との連携  ・受け入れに必要な情報、受け入れ可能な時間帯、搬送方法等の事前共有 ・ <u>医療機関所有の搬送用車両を活用した転院搬送</u>	・退院困難者の受入医療機関との連携 ・夜間休日対応薬局との連携		

奄美圏域(案)

	救 護	初期救急医療	入院救急医療 (第二次救急医療)	救命医療 (第三次救急医療)	救命後の医療
目標等	・周囲の者による救急要請・救急蘇生法の実施 ・メディカルコントロール体制による救急救命士の適切な活動 ・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発 ・適切な医療機関への直接搬送	・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供	・在宅療養希望者への退院支援 ・合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供
求められる機能	【住民等】 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・かかりつけ医の活用 【消防本部・救急救命士等】 ・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定 ・精神科救急医療体制の連携 ・救急蘇生法等に関する講習会の実施 ・救急業務高度化協議会等のプロトコールに則した判断・処置 【救急業務高度化協議会】 ・救急活動プロトコールの策定・検証・改訂	・救急患者に対する外来診療 ・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・対応可能時間等の周知 ・在宅当番医制への参加	・知識・経験を有する医師・看護師の常駐 ・その他医療関係職種の補助 ・必要な施設・設備の充実 ・早期のリハビリテーションの実施 ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・医療従事者に対する必要な研修の実施 ・多業種の業務分担 ・救急医療を要する患者のための専用病床又は当該患者のために優先的に使用される病床の保有 ・救急隊による患者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、患者の搬入に適した構造設備の保有	・重篤な救急患者の常時受入 ・高度な治療に必要な施設及び設備の充実 ・知識・経験を有する医師(救急科専門医等)・看護師の常駐 ・急性期のリハビリテーションの実施 ・メディカルコントロール体制の充実 ・地域の救命救急医療の充実強化への協力 ・多業種の業務分担	・気管切開等のある患者の受入体制 ・遅延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制 ・精神疾患と身体疾患を合併する患者の受入体制 ・居宅介護サービスの調整
連携等	・レスポンス・タイムの確認 ・搬送先医療機関の選定、搬送手段の選定、患者の速やかな搬送(診療機能の事前周知、患者の搬送・受入れの実施基準活用)	・受け入れに必要な情報、受け入れ可能な時間帯、搬送方法等の事前共有 ・医療機関所有の搬送用車両を活用した転院搬送			
			・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受入れ、治療開始までの時間短縮 ・退院困難者の受入医療機関との連携		

なし

奄美圏域（案）

	災害拠点病院	救護班協力医療機関	その他の専門医療受入機関
求められる機能差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重篤患者の救命医療を行うために必要な施設、設備、医療従事者の確保</li> <li>・DMATを保有し、その派遣体制の維持</li> <li>・多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッドの確保</li> <li>・診療機能を有する施設が耐震構造</li> <li>・通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保</li> <li>・衛星電話の保有と、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備</li> <li>・特殊な災害に対する施設、整備</li> <li>・被災時における生活必需基盤の維持体制</li> <li>・水、食料、医薬品、医療資機材等の3日分程度の備蓄</li> <li>・対応マニュアルの整備、研修、訓練等による人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における応急医療や被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケア等を実施する医療従事者の派遣（チームを構成した者に限らず、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を1名でも被災地へ派遣することについて協力できることを意味する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器対応医療機関</li> <li>・災害時に人工呼吸器を装着している在宅療養患者の入院受入対応</li> <li>・在宅酸素療養対応医療機関</li> <li>・災害時に在宅酸素療養者への入院受入対応</li> <li>・透析治療対応医療機関</li> <li>・災害時に透析治療を要する方への受入処置対応</li> </ul>

(離島・へき地医療)  
県計画

	保健指導等	離島・へき地における医療	離島・へき地診療の支援医療等
目標等	・無(歯科)医地区等における保健指導の提供	・無(歯科)医地区等における医療の確保 ・専門的な医療や高度な医療を提供する医療機関へ搬送する体制の整備	・診療支援機能の向上
医療機関等(例)	・へき地診療所 ・保健所 ・市町村保健行政機関	・へき地診療所及び過疎地域等特定診療所 ・特定診療科巡回診療・離島歯科巡回診療 ・薬局	・へき地医療拠点病院 ・地域医療支援病院 ・へき地医療支援機構 ・地域医療振興協会 ・薬局
求められる機能等	・保健師等による保健指導の実施 ・地区の保健衛生状態の把握 ・保健所、最寄りへき地診療所等との緊密な連携の下に地区の実情に即した活動	・プライマリケアの診療が可能な医師等がいること ・巡回診療の実施 ・必要な医療機器等の整備 ・遠隔医療システム等を活用した医療連携による適切な医療の提供 ・へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・オンライン服薬指導の実施	・巡回診療等による医療の確保 ・へき地診療所への代診医等の派遣(継続的な医師派遣も含む。)及び技術指導、援助 ・離島・へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供 ・遠隔診療等の実施による各種診療支援 ・高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ・オンライン服薬指導の実施
連携等		・ヘリ等による救急搬送体制の充実 ・へき地医療拠点病院等との連携	

奄美圏域(案)

	保健指導等	離島・へき地における医療	離島・へき地診療を支援する医療
目標等	・無(歯科)医地区等における保健指導等の提供	・無(歯科)医地区等における医療の確保 ・専門的な医療や高度な医療を提供する医療機関へ搬送する体制の整備	・診療支援機能の向上
求められる機能等	・保健師等による保健指導の実施 ・地区の保健衛生状態の把握 ・保健所、最寄りへき地診療所等との緊密な連携の下に地区の実情に即した活動	・プライマリケアの診療が可能な医師等の確保 ・巡回診療の実施 ・必要な医療機器等の整備 ・遠隔医療システム等を活用した医療連携による適切な医療の提供 ・へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・オンライン服薬指導の実施	・巡回診療による医療の確保 ・へき地診療所への代診医当の派遣(継続的な医師派遣も含む。)及び技術的指導、援助 ・離島・へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供 ・遠隔診療等の実施による各種診療支援 ・高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ・オンライン服薬指導の実施
連携等		・ヘリ等による救急搬送体制の充実 ・へき地医療拠点病院等との連携 ・へき地診療所支援システムの活用	



(周産期医療)

県計画

	【健診・正常分娩】	【地域周産期医療】	【総合周産期医療】	【療養・療育支援】
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正常分娩(日常生活・保健指導、新生児の医療相談を含む。)</li> <li>●分娩前後の健診</li> </ul>	周産期に係る比較的高度な医療	母体・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療	退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるための支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正常分娩の対応</li> <li>●妊婦健診を含めた分娩前後の診療</li> <li>●他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周産期に係る比較的高度な医療行為の実施</li> <li>●24時間体制での周産期救急医療(緊急手術を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母体・児にリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の実施</li> <li>●周産期医療体制の中核としての地域周産期医療関連施設との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)</li> <li>●療養・療育できる体制の提供</li> <li>●在宅で療養・療育している児の家族に対する支援</li> </ul>
医療機関等例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科・産婦人科の病院・診療所</li> <li>●助産所</li> </ul>	<p>【地域周産期母子医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●いまいきれ総合病院</li> <li>●済生会川内病院</li> <li>●県民健康プラザ鹿屋医療センター</li> <li>●県立大島病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島市立病院(総合周産期母子医療センター)</li> <li>●鹿児島大学病院(地域周産期母子医療センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小児科の病院・診療所</li> <li>●在宅医療を行う診療所</li> <li>●訪問看護ステーション</li> <li>●重症心身障害児施設</li> <li>●薬局 等</li> </ul>
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科に必要とされる検査、診断、治療の実施</li> <li>●正常分娩の安全な実施</li> <li>●他の医療機関との連携による、合併症や、帝王切開術その他の手術への適切な対応</li> <li>●妊産婦のメンタルヘルスへの対応</li> <li>●緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や平時からの地域周産期母子医療センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有すること</li> <li>●緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することができること</li> <li>●新生児病室等の保有(NICUを設けることが望ましい)</li> <li>●小児科において、24時間体制を確保するために必要な医師及びその他の職員の配置</li> <li>●産科において帝王切開術が必要な場合、迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他の各種職員</li> <li>●地域周産期医療関連施設からの救急搬送の受入、総合周産期母子医療センター等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科及び新生児医療を専門とする小児科、麻酔科その他の関係診療科を有すること</li> <li>●常時の母体及び新生児搬送受入機関を有すること</li> <li>●以下の設備を有すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体・胎児集中治療管理室(MFICU)</li> <li>・新生児集中治療管理室(NICU)</li> <li>・新生児治療回復室(GCU)</li> <li>・新生児用ドクターカー</li> </ul> </li> <li>●検査機能、輸血の確保</li> <li>●MFICU、NICUの24時間診療体制を確保するために必要な医師及びその他の各種職員</li> <li>●災害対策として業務継続計画を策定し、自県又は近隣県の被災時における積極的な物資や人員等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れ</li> <li>●児の急変時に備えた、救急対応可能な病院等との連携</li> <li>●関係機関との連携による医療、保健及び福祉サービス及びレスパイト入院等の調整</li> <li>●自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援</li> <li>●家族に対する精神的サポート等の支援</li> </ul>
連携	総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設との連携			療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有

奄美圏域(案)

	健診・正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正常分娩(日常生活・保健指導、新生児の医療相談を含む。)</li> <li>●分娩前後の健診</li> </ul>	周産期に係る比較的高度な医療	母体・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療	退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるための支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正常分娩の対応</li> <li>●妊婦健診を含めた分娩前後の診療</li> <li>●他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周産期に係る比較的高度な医療行為の実施</li> <li>●24時間体制での周産期救急医療(緊急手術を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母体・児にリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の実施</li> <li>●周産期医療体制の中核としての地域周産期医療関連施設との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)</li> <li>●療養・療育できる体制の提供</li> <li>●在宅で療養・療育している児の家族に対する支援</li> </ul>
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科に必要とされる検査、診断、治療の実施</li> <li>●正常分娩の安全な実施</li> <li>●他の医療機関との連携による、合併症や、帝王切開術その他の手術への適切な対応</li> <li>●妊産婦のメンタルヘルスへの対応</li> <li>●緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や平時からの地域周産期母子医療センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有すること</li> <li>●緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することができること</li> <li>●新生児病室等の保有(NICUを設けることが望ましい)</li> <li>●小児科において、24時間体制を確保するために必要な医師及びその他の職員の配置</li> <li>●産科において帝王切開術が必要な場合、迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他の各種職員</li> <li>●地域周産期医療関連施設からの救急搬送の受入、総合周産期母子医療センター等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科及び新生児医療を専門とする小児科、麻酔科その他の関係診療科を有すること</li> <li>●常時の母体及び新生児搬送受入機関を有すること</li> <li>●以下の設備を有すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体・胎児集中治療管理室(MFICU)</li> <li>・新生児集中治療管理室(NICU)</li> <li>・新生児治療回復室(GCU)</li> <li>・新生児用ドクターカー</li> </ul> </li> <li>●検査機能、輸血の確保</li> <li>●MFICU、NICUの24時間診療体制を確保するために必要な医師及びその他の各種職員</li> <li>●災害対策として業務継続計画を策定し、自県又は近隣県の被災時における積極的な物資や人員等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れ</li> <li>●児の急変時に備えた、救急対応可能な病院等との連携</li> <li>●関係機関との連携による医療、保健及び福祉サービス及びレスパイト入院等の調整</li> <li>●自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援</li> <li>●家族に対する精神的サポート等の支援</li> </ul>
連携等	総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設との連携			療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有

(小児医療)  
県計画

	【相談支援等】	【一般小児医療】	【小児地域医療センター】	【小児中核病院】
機能	●健康相談等の支援機能	●一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)	●初期小児救急	●小児専門医療 ●入院小児救急 ●高度小児専門医療 ●小児救命救急医療
目標	●子どもの急病時の対応支援 ●地域の医療資源等の情報提供 ●救急時の蘇生法等の実施 ●かかりつけ医と適正な受療行動	●地域に必要な一般小児医療の実施 ●療養・療育が必要な小児に対する支援	●初期小児救急の実施	●一般の小児医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療の実施 ●入院を要する小児救急医療の24時間体制での実施 ●小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療の実施 ●小児の救命救急医療の24時間体制での実施
機関等例	●家族等 ●消防機関等 ●行政機関	●小児科診療所 ●一般小児科病院 ●訪問看護事業所 ●薬局	●小児科診療所・病院 ●夜間急病センター ●夜間休日対応薬局 ●小児科在宅当番医 ●病院群輪番制等	●鹿児島市立病院 ●いまきいれ総合病院 ●済生会川内病院 ●国立病院機構南九州病院 ●県民健康プラザ鹿児島医療センター ●県立大病院 ●小児救急医療拠点病院(鹿児島市立病院) ●地域の拠点病院 ●病院群輪番制参加病院等 ●鹿児島大学病院 ●鹿児島市立病院
求められる事項	(家族等周囲にいる者) ●必要に応じた電話相談事業の活用 ●不慮の事故の原因となるリスクの排除等(消防機関等) ●事故予防や心肺蘇生法等の知識の家族等への普及 ●適切な医療機関への速やかな搬送等(行政機関) ●疾病予防や医療・保健・福祉サービス等の情報提供、適正な受療行動の報啓発 ●小児救急電話相談事業の実施等	●一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療の実施 ●軽症の入院診療 ●生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対する支援 ●医療、介護及び福祉サービスの調整 ●慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携等 ●薬局による薬学的管理指導	●在宅当番医、夜間急病センター等における初期小児救急医療 ●緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携 ●開業医等による、夜間休日の初期小児救急医療への参画 ●薬局による薬学的管理指導	●高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療 ●常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療 ●一般の小児医療機関及び高次機能病院との連携の形成 ●療養・療育支援を担う施設との連携、在宅医療の支援 ●高度薬学管理に対応した薬局との連携
連携		より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携		
		療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

奄美圏域(案)

	【相談支援等】	【一般小児医療】	【小児地域医療センター】	【小児中核病院】
機能	●健康相談等の支援機能	●一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)	●初期小児医療救急	●小児専門医療 ●入院小児救急 ●高度小児専門医療 ●小児救命救急医療
目標	●子どもの急病時の対応支援 ●地域の医療資源等の情報提供 ●救急時の蘇生法等の実施 ●かかりつけ医と適正な受療行動	●地域に必要な一般小児医療の実施 ●療養・療育が必要な小児に対する支援	●初期小児救急の実施	●一般の小児医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療の実施 ●入院を要する小児救急医療の24時間体制での実施 ●小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療の実施 ●小児の救命救急医療の24時間体制での実施
求められる事項	(家族等周囲にいる者) ●必要に応じた電話相談事業の活用 ●不慮の事故の原因となるリスクの排除等(消防機関等) ●事故予防や心肺蘇生法等の知識の家族等への普及 ●適切な医療機関への速やかな搬送等(行政機関) ●疾病予防や医療・保健・福祉サービス等の情報提供、適正な受療行動の報啓発 ●小児救急電話相談事業(共8000)の啓発	●一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療の実施 ●軽症の入院診療 ●生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対する支援 ●医療、介護及び福祉サービスの調整 ●慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携等 ●薬局による薬学的管理指導	●在宅当番医、夜間急病センター等における初期小児救急医療 ●緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携 ●開業医等による、夜間休日の初期小児救急医療への参画 ●薬局による薬学的管理指導	●高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療 ●常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療 ●一般の小児医療機関及び高次機能病院との連携の形成 ●療養・療育支援を担う施設との連携、在宅医療の支援 ●高度薬学管理に対応した薬局との連携
連携		より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携		
		療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

(在宅医療) 県計画

医療機能	【退院支援】	【日常の療養支援】						
目標	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること。	患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること。						
関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入院医療機関</th> <th>在宅医療に係る機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①病院・診療所 ②介護老人保健施設</td> <td>①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター</td> </tr> </tbody> </table>	入院医療機関	在宅医療に係る機関	①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在宅医療に係る機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 ⑬介護老人保健施設 ⑭短期入所サービス提供施設 ⑮地域密着型サービス事業所 ⑯介護医療院</td> </tr> </tbody> </table>	在宅医療に係る機関	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 ⑬介護老人保健施設 ⑭短期入所サービス提供施設 ⑮地域密着型サービス事業所 ⑯介護医療院
入院医療機関	在宅医療に係る機関							
①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター							
在宅医療に係る機関								
①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 ⑬介護老人保健施設 ⑭短期入所サービス提供施設 ⑮地域密着型サービス事業所 ⑯介護医療院								
役割	①退院支援担当者等を配置している。 ②関連職種が入院初期から退院後の生活を見据えて支援している。 ③各患者に対する在宅医療及び介護の資源の調整を行っている。 ④退院前カンファレンスや文書・電話等在宅医療に係る機関との情報共有している。	①関係機関の相互の連携により在宅医療者のニーズに応じた医療・介護サービスの提供・調整を行っている。 ②医療や介護の関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している。 ③地域包括支援センター等と協働し、在宅医療に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介している。 ④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。 ⑤身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリ・栄養管理を適切に提供する体制を構築している。 ⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している。 ⑦医療・介護の関係者間でポリファーマシー対策を進める上で連携を図る。 ⑧患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に資する情報を提供するための体制を構築している。 ⑨医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、在宅医療患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する。						
必須事項	①入院当初から、病院等の医師及び看護師、退院支援担当者等が連携を図り、患者の退院後の療養生活を考えた治療や療養支援ができる。 ②院内関係者間に限らず、院外関係者とも連携を図り、協働して退院に向けた支援ができる。	①日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者会議や文書等を通じて、在宅医療者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にを行い、顔の見える関係づくりに努めている。 ③多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている。 ④24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制を確保している。 ⑤在宅医療者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題発見などに資するために、地域包括支援センターや市町村が開催する地域ケア会議を活用する。 ⑥医療や介護のサービス事業所が限られている離島やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるよう支援を行う。						
連携方法	①双方の関係者が、カンファレンスやサービス担当者会議への出席や文書等により、療養患者や家族等に関する情報の共有を図る。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にを行い、顔の見える関係づくりに努めている。	①急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している。 ②急変時対応後に、カンファレンス等により在宅医療と医療機関間での情報の共有を図り、在宅医療再開の支援を始めている。 ③日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にを行い、顔の見える関係づくりに努めている。						
任意事項	①退院支援担当者の資質向上のため研修や実習の受講機会を設けている。 ①小児や若年層の在宅医療者にも対応できる体制を確保している。	①災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している。						
圏域	日常生活圏域～二次医療圏域	日常生活圏域～市町村単位 (状況に応じて二次医療圏域含む)						
在宅医療に担う医療機関	●頁[図表6-2-8、図表6-2-9]参照							
在宅医療に必要な連携を担う拠点	●頁[図表6-2-10、図表6-2-11]参照							

医療機能	【急変時対応】	【終末期(看取り)】								
目標	在宅医療者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること。	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での終末期の療養支援(看取り含む)を行うことができる体制を確保すること。								
関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在宅医療に係る機関</th> <th>入院医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点</td> <td>①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	在宅医療に係る機関	入院医療機関	①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在宅医療に係る機関</th> <th>入院医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問看護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム</td> <td>①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	在宅医療に係る機関	入院医療機関	①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問看護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関
在宅医療に係る機関	入院医療機関									
①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関									
在宅医療に係る機関	入院医療機関									
①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問看護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関									
役割	①急変時における連絡先をあらかじめ在宅医療者や家族等に提示している。 ②急変時、在宅医療者や家族から求めがあった際に、24時間対応可能な体制を確保しているか、又は対応困難な場合でも、圏域の拡大も含めて関係機関と連携し、24時間対応が可能な体制を確保している。 ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。	①終末期に出現する症状に対する在宅医療者等の不安を解消し、患者が望む場所まで安心して療養が受けられる体制を構築している。 ②在宅医療者・家族等に対して、医療や介護等に関する適切な情報提供を行っている。 ③介護施設等における終末期の療養に対し、必要に応じ支援している。 ④本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の体制を整備している。								
必須事項	①症状悪化の早期発見ができるようサービス提供者間で個別の情報を共有できる体制がある。 ②急変時の支援体制について個々の在宅医療者に応じ、関係医療機関等と事前に機能連携、機能分担を整理しておく。	①24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある。 ②緊急時受入の申出に円滑な受入ができるよう医療機関内の連携体制を整備する。 ③患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる。 ④在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている。								
連携方法	①急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している。 ②急変時対応後に、カンファレンス等により在宅医療と医療機関間での情報の共有を図り、在宅医療再開の支援を始めている。 ③日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にを行い、顔の見える関係づくりに努めている。	①急変時や終末期療養において、円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にを行い、顔の見える関係づくりに努めている。								
任意事項	①日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている。 ②円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院・有床診療所と情報共有を行う、急変時対応における連携ルールを作成する等、地域の在宅医療に関する協議の場も活用し、消防関係者を含め連携体制の構築を進める。	①日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている。 ①受入についてのルール等病院内外の関係者と情報を共有している。								
圏域	日常生活圏域～二次医療圏域	日常生活圏域～二次医療圏域								
在宅医療に担う医療機関	●頁[図表6-2-8、図表6-2-9]参照									
在宅医療に必要な連携を担う拠点	●頁[図表6-2-10、図表6-2-11]参照									

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関の県における考え方

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」在宅医療の体制構築に係る指針 より  
(令和5年3月31日付け厚生労働省通知)

### 目標

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の家族等への支援を行うこと

### 求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

### 位置づけを想定している医療機関

在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることを想定。

### 本県の考え方

上記国指針により「在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される」に基づき、下記の医療機関を調査対象とし、希望のあった医療機関を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に位置付け、第8次鹿児島県保健医療計画に掲載する。

#### 【調査対象となる医療機関】

- ・ 在宅療養支援病院区分1・2を有する病院
- ・ 在宅療養支援診療所区分1・2を有する診療所

※ 区分1・2のない熊毛保健医療圏域は区分3を有する病院・診療所

## 在宅医療に必要な連携を担う拠点

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」在宅医療の体制構築に係る指針 より  
(令和5年3月31日付け厚生労働省通知)

### 目標

- ・ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

### 求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に行い、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

### 位置づけを想定している拠点

地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

### 本県の考え方

上記国指針により「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。」に基づき進めることとする。

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業実施主体である市町村（43市町村）
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業委託先である郡市医師会（10医師会）

(在宅医療)  
奄美圏域(案)

医療機能	【退院支援】		【日常の療養支援】	
目標	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること		患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	
関係機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関
	①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤居宅介護支援事業所 ⑥地域包括支援センター ⑦基幹相談支援センター ⑧相談支援事業所	①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を果たす医療機関 ⑧在宅医療において必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 ⑬介護老人保健施設 ⑭短期入所サービス提供施設 ⑮地域密着型サービス事業所 ⑯介護医療院 ⑰基幹相談支援センター ⑱相談支援事業所
関係機関に求められる事項	①退院支援担当者等を配置している ②関係職種が入院初期から退院後の生活を見据えて支援している ③退院支援の時には患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護の資源の調整を行っている ④退院後の患者に起こりうる病状の変化やその対応について退院前カンファレンスや文書、電話等で在宅医療に係る院外関係機関との情報共有を図り、協働して退院支援ができる ⑤退院支援担当者の資質向上のため研修や実習の受講機会を設けている	①在宅療養者のニーズに応じた医療や介護、障害福祉サービスの調整を行っている ②医療や介護、障害福祉サービスの関係者間で在宅療養に関する情報や計画を共有し、連携している ③小児や若年層の在宅療養者にも対応できる体制を確保している	①在宅療養支援のためのレスパイト入院の体制を整えている	①関係機関の相互の連携により在宅療養者のニーズに応じた医療・介護サービスの提供、調整を行っている ②医療や介護、障害福祉サービスの関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している ③地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介している ④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している ⑤身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリ・栄養管理を適切に提供する体制を構築している ⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している ⑦医療・介護の関係者間でポリファーマシー対策を進める上で連携を図る ⑧患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に資する情報を提供するための体制を構築している ⑨医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、在宅療養患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する ⑩災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している
	連携方法	①入院当初から、病院等の医師及び看護師、退院支援担当者等が連携を図り、患者の退院後の療養生活を考えた治療や療養支援ができる ②院内関係者間に限らず、院外関係者とも連携を図り、協働して退院に向けた支援ができる	①在宅療養者の入院中から入院医療機関の医師および看護師、退院支援担当者と連携し、在宅療養への移行支援ができる ②在宅療養者の病状や治療方針、家族構成及び療養環境等の情報を踏まえたケアプランを作成し、退院直後から支援できる	①日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者会議や文書等を通じて、在宅療養者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている ③多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている ④24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制を確保している ⑤在宅療養者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題発見などに資するために、地域包括支援センターや市町村が開催する地域ケア会議を活用する ⑥医療や介護のサービス事務所が限られている離島やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるよう支援を行う
	①双方の関係者が、カンファレンスやサービス担当者会議への出席や文書等により、療養患者や家族等に関する情報の共有を図る ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている			

【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】	
機関関係	①在宅療養支援病院、②在宅療養支援診療所
目標	・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと ・患者の家族等への支援を行うこと
求められる関係機関に求められる事項	①医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援を行うこと ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ③臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ⑤地域包括支援センター等と協働しつつ、両お湯に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ⑥入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

医療機能	【急変時対応】		【終末期(看取り)】	
目標	在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること		住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での終末期の療養支援(看取り含む)を行うことができる体制を確保する	
関係機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関
	①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関	①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問看護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム ⑪基幹相談支援センター ⑫相談支援事業所	①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関
関係機関に求められる事項	①急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者や家族等に提示している ②急変時、在宅療養者や家族から求めがあった際に、24時間対応可能な体制を確保しているか、又は対応困難な場合でも、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等と連携し、24時間対応が可能な体制を確保している ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている ④日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている ⑤円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院・有床診療所と情報共有を行う。急変時対応における連携ルールを作成する等、地域の在宅医療に関する協議の場も活用し、消防関係者を含め、連携体制の構築を進める	①急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行っている ②重症等に対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている ④受入についてのルール等病院内外の関係者と情報共有している	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所まで安心して療養が受けられる体制を構築している ②在宅療養者・家族等に対して自宅や住み慣れた地域で受けられる医療や介護、障害福祉サービスや看取り等に関する適切な情報提供を行っている ③介護施設等における終末期の療養に対し、必要に応じ支援している ④本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最後を支えられる訪問看護の体制を整備している ⑤日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所まで安心して療養が受けられる体制を構築している ②患者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている ③在宅での療養が困難な場合は必要に応じ受け入れしている ④受入についてのルール等病院内外の関係者と情報共有している
	連携方法	①症状悪化の早期発見が出来るようサービス提供者間で個別の情報共有できる体制がある ②急変時の支援体制について個々の在宅療養者に応じ、関係医療機関等と事前に機能連携、機能分担を整理しておく ③患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる ④在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている	①24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある ②緊急時受入の申出に円滑な受入ができるよう医療機関内の連携体制を整備する ③患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる ④在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている	①在宅療養者自身が終末期の迎え方について自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている
	①急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している ②急変時対応後に、カンファレンス等により在宅医療と医療機関等間の情報の共有を図り、在宅医療再開の支援を始めている ③日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている			

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】	
機関関係	①大島郡医師会在宅医療連携支援センター、②奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町(各市町村地域包括支援センターを含む)
目標	・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ・在宅医療に関する人材育成を行うこと ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと
求められる関係機関に求められる事項	①地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携場の課題の抽出及びその対応策の検討等の実施 ②地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう関係機関との調整の実施 ③質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関との連携による急変時の対応や24時間知性の構築や多職種による情報共有の促進 ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有 ⑤在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施